

《判例研究》

刑法208条の2第2項後段にいう 赤色信号を「殊更に無視し」の意義

—最高裁判所第一小法廷
平成20年10月16日決定（刑集62巻9号2797頁）—

柴田 守

目次

1. 事実の概要
2. 決定要旨
3. 評釈

1. 事実の概要

本件は、被告人Aが、普通乗用自動車を運転し、パトカーで警ら中の警察官に赤色信号無視を現認され、追跡されて停止を求められたが、そのまま逃走し、信号機により交通整理の行われている交差点を直進するにあたり、対面信号機が赤色信号を表示していたにもかかわらず、その表示を認識しないまま、同交差点手前で車が止まっているのを見て、赤色信号だろうと思ったものの、パトカーの追跡を振り切るため、同信号機の表示を意に介することなく、時速約70kmで同交差点内に進入し、折から同交差点内を横断中の歩行者をはねて死亡させた事件である。

第1審の名古屋地方裁判所（名古屋地判平成19年7月9日刑集62巻9号2801頁）は、Aが、交差点において信号を無視したところを警察官に現認され、追跡されたのに対して、警察官の追跡から逃れようと、赤色信号を

殊更無視しつつ高速度で走行し続け、その結果、交差点内にいた被害者を自動車ではねて死亡させたとして、刑法208条の2第2項（平成19年法律第54号による改正前のもの。以下、同じ）後段における危険運転致死罪の成立を認めた（求刑12年、懲役10年）。これに対して、被告人側は、赤色信号であることの確定的な認識がなく、被告人が赤色信号を殊更に無視したとはいえないとして控訴した。

第2審の名古屋高等裁判所（名古屋高判平成19年11月19日刑集62巻9号2805頁）は、本件交差点の手前で車が止まっているのを見て、赤色信号だろうと思ったものの構わずに本件交差点内に進入しているのであるから、被告人が本件交差点の赤色信号を確定的に認識していなくとも、赤色信号を殊更に無視したものであるというべきであるとして、控訴を棄却した。これに対して、被告人側は、刑法208条の2第2項後段にいう赤色信号を「殊更に無視し」とは、赤色信号についての確定的な認識がある場合に限られる旨主張し上告した。

2. 決定要旨

上告棄却。

「赤色信号を『殊更に無視し』とは、およそ赤色信号に従う意思のないものをいい、赤色信号であることの確定的な認識がない場合であっても、信号の規制自体に従うつもりがないため、その表示を意に介することなく、たとえ赤色信号であったとしてもこれを無視する意思で進行する行為も、これに含まれると解すべきである。」

3. 評釈

(1) 問題の所在

危険運転致死傷罪（刑法208条の2）は、自動車運転による死傷事故の実情にかんがみ、事案の実態に即した処分を行うため、一定の悪質かつ危険な運転行為をして人を死傷させた者を、暴行により人を死傷させた者に準じて処罰する犯罪類型として、平成13年に新設されたものである。これは、故意の危険運転行為により、意図しない人の死傷の結果が生じた時に成立する結果的加重犯に類する犯罪類型である⁽¹⁾。本決定は、危険運転致死傷罪のうち、刑法208条の2第2項後段（赤色信号殊更無視型）にいう赤色信号を「殊更に無視し」の意義について、最高裁判所が初めて判断を示した事例である⁽²⁾。以下では、最高裁判所が採った解釈の位置づけを確認し、その正当性を検討したいと思う。

(2) 刑法208条の2第2項後段にいう赤色信号を「殊更に無視し」の意義

本決定は、赤色信号を「殊更に無視し」とは、「およそ赤色信号に従う意思のないもの」であるとした。この解釈は、立案当局の解釈（「故意に赤色信号に従わない行為のうち、およそ赤色信号に従う意思のないものをいう」と同様であり、それを採用したものと理解される。本決定では、「赤色信号であることの確定的な認識がない場合であっても、信号の規制自体に従うつもりがないため、その表示を意に介することなく、たとえ赤色信号であったとしてもこれを無視する意思で進行する行為も、これに含まれると解すべきである。」と判示しているが、これは、「赤色信号であることの確定的な認識があり、停止位置で停止することが十分可能であるにもかかわらず、これを無視して進行する行為や、信号の規制自体を無視し、お

よそ赤色信号であるか否かについては一切意に介することなく、赤色信号に従わずに進行する行為がこれに当たる。したがって、赤色信号に従わない行為であっても、信号看過の場合、信号の変わり際で、赤色信号であることにつき未必的な認識しか認められない場合などは、これに当たらない。」⁽³⁾とした立案当局の説明の一部と同様であり、立案当局の解釈を採用したことを裏づけるものであろう。学説でもおおむね、立案当局や本決定の解釈が採られており、本決定の解釈とは争いが無い⁽⁴⁾。

では、立案当局の解釈（また、これを採用する本決定の解釈）の正当性を検証するため、法制審議会刑事法（自動車運転による死傷事犯関係）部会での当該文言に関する審議過程に着目してみよう。立案当局から同部会に諮られた原案では、当初、「信号に従わず」という文言が用いられていた。だが、委員からこれでは広すぎるなどの懸念が示されたことから、悪質かつ危険な運転行為に限定する趣旨のもと、当該文言に変更されたという経緯がある⁽⁵⁾。同部会では、構成要件の解釈については詳細に議論されており、量刑が比較的重いことから、構成要件を厳格に解釈してしほりをかけようとしていることがうかがえ⁽⁶⁾、その解釈には、赤色信号に従わない行為であっても、信号看過の場合や、信号の変わり際で、赤色信号であることにつき未必的な認識しか認められない場合を除外する意図がはっきりとしている⁽⁷⁾。このような背景にかんがみれば、同部会の意図を織り込んだ立案当局の解釈（また、これを採用する本決定の解釈）を否定する理由はない。逆に、「赤色信号についての確定的な認識がある場合に限られる」とした控訴趣意ないし上告趣意の解釈は狭きに失し、危険運転致死傷罪で処罰されるべきであろう本件のような悪質かつ危険な運転行為を同罪で処理しえず、立案当局の解釈をあえて縮小解釈する意義はないと判断される。それゆえ、本決定の解釈は正当であると理解される。

ところで、刑法208条の2第2項後段にいう赤色信号を「殊更に無視し」という文言について、当初、一部の学説からは、『殊更に』という表現に

についても、『無視』という語の中にすでにその趣旨が含まれているのであって屋上屋を架すものではないか、また、このような心情的要素の使用は好ましくないのではないか、また、立案当局の説明についても、「その実質的な意義が、赤色信号無視の中でも客観的に見て危険性、反社会性がきわめて高い行為に限るということにあるのであれば、その立法意図が行為者の主観的な態度を意味する『殊更に無視』という言葉で的確に表現されているかは、なお再考の余地があるように思われる。」といった指摘がなされ、適用範囲を限定できるかが懸念されていた⁽⁸⁾。しかしながら、次の2つの点を根拠に、このような懸念を払拭しうると思われる。1つには、(法制審議会刑事法(自動車運転による死傷事犯関係)部会での以上のような経緯を踏まえてのことであると推察されるが、)実務では当初より、悪質かつ危険な運転行為に限定して適用する旨解説されているからであり⁽⁹⁾、2つには、「信号の規制自体を無視し、およそ赤色信号であるか否かについては一切意に介することなく、赤色信号に従わずに進行する行為」であるか否かを判断する基準は、いわゆる無謀運転であったか否かなどの客観的な走行状態や、逃走や競争を続けていたか否かなどの行為の前段階をふくめた周囲の状況に関する事実であり⁽¹⁰⁾、この裏づけには、これらの事実に関する客観的な証拠が集積される必要があるからである。赤色信号殊更無視型の危険運転致死傷罪の捜査では、実況見分において、現場道路の状況、立会人の指示説明による地点の特定、現場の痕跡、運転車両の状況などが確認され、取調べにおいて、前科・前歴・行政処分歴、運転免許・運転経験、事故発生日時・場所・天候、運転目的・経路、事故前の心身状況、事故発生時の状況、被害状況、事故原因、事故後の措置、示談関係などが調べられ、その他に、速度鑑定による事故時の速度の特定や、目撃者等の参考人の事情聴取と立会による事故現場等の実況見分などが行われる⁽¹¹⁾。もちろん、取調べにおいて、行為者の赤色信号についての認識が問われるであろうが、だがそれは、このような捜査結果による客観的な

裏づけがあつてのことであろう。危険運転致死傷罪を適用しうるかを判断するにあつては、このような捜査結果を総合的に評価することが必要である。

(3) まとめ

本決定の解釈は、法制審議会刑事法（自動車運転による死傷事犯関係）部会の意図を織り込んだ立案当局の解釈を採用したものであり、同部会の審議過程や学説の状況などにかんがみれば、それは正当なものとして評価される。本件のようなパトカー追尾による赤色信号殊更無視型の事件は、危険運転致死傷罪の典型的な事件の1つであり⁽¹²⁾、筆者らが行った危険運転致死傷罪の科刑基準の判決調査においても比較的多く確認された⁽¹³⁾。これは、相当に悪質かつ危険な運転行為であるから、同罪を適切に適用し、社会統制の一手段である刑罰を有効に科すことで、一般運転手の規範意識を高めなくてはならないであろう。

危険運転致死傷罪では規範的要素や主観的要素が多いが、解釈論として各要素の意義を明らかにし、検討していくことが必要である⁽¹⁴⁾。またあわせて、危険運転致死傷罪と自動車運転過失致死傷罪（刑法211条2項）の適用基準を明確にするために、これらの適用事例を量的かつ質的に検証していく必要もあろう。

註

- (1) 井上宏「自動車運転による死傷事犯に対する罰則の整備（刑法の一部改正）等について」ジュリスト1216号（2002年）39頁参照。
- (2) 本決定の評釈として、豊田兼彦「赤色信号を『殊更に無視し』の意義」法学セミナー649号（2009年）127頁、「刑法（平成19年法律第54号による改正前のもの）208条の2第2項後段にいう赤色信号を『殊更に無視し』の意義」法律時報81巻9号（2009年）122頁以下、任介辰哉「刑法（平成19年法律第54号による改正前のもの）208条の2第2項後段にいう赤色信号を『殊更に無視し』の意義」ジュリスト1384号（2009年）125頁以下、照沼亮介「危険運転致死傷罪における赤色信号を『殊

更に無視し』の意義」ジュリスト臨時増刊1376号〔平成20年度重要判例解説〕(2009年)182頁以下, 中村芳生「<判例研究>危険運転致死傷罪(刑法208条の2第2項)における赤色信号の『殊更に無視し』が問題となった事例」研修738号(2009年)13頁以下, 星周一郎「危険運転致死傷罪にいう赤色信号を『殊更に無視し』の意義」法学教室353号〔判例セレクト2009〔I〕〕32頁, 南由介「危険運転致死傷罪における赤色信号を『殊更に無視し』の意義」刑事法ジャーナル16号(2009年)92頁以下がある。

- (3) 前掲註(1)・41頁以下。
- (4) 山口厚『刑法各論〔第2版〕』(有斐閣, 2010年)56頁以下, 西田典之『刑法各論〔第5版〕』(弘文堂, 2010年)53頁, 山中敬一『刑法各論〔第2版〕』(成文堂, 2009年)61頁, 前田雅英『刑法各論講義〔第4版〕』(東京大学出版会, 2008年)51頁以下, 木村光江『刑法〔第3版〕』(東京大学出版会, 2010年)238頁, 岡野光雄『刑法要説各論〔第5版〕』(成文堂, 2009年)26頁以下, 川端博『刑法各論講義』(成文堂, 2007年)58頁, 斉藤信治『刑法各論〔第3版〕』(有斐閣, 2009年)340頁, 曾根威彦『刑法各論〔第4版〕』(弘文堂, 2008年)27頁, 大谷實『刑法講義各論〔新版第3版〕』(成文堂, 2009年)42頁, 大塚仁ほか編『大コンメンタール〔第2版〕第10巻』(青林書院, 2006年)513頁〔野々上尚=中村芳生執筆〕, 川端博ほか編『裁判例コンメンタール刑法第2巻』(立花書房, 2006年)533頁以下〔小坂敏幸執筆〕など参照。
- (5) 前掲註(1)・41頁, 法制審議会・刑事法(自動車運転による死傷事犯関係)部会「第1回会議(平成13年6月28日)議事録」, 同「第2回会議(平成13年7月11日)議事録」, 同「第3回会議(平成13年7月25日)(最終)議事録」など参照。
- (6) 葦名ゆき「自動車運転による死傷事犯に関する刑法改正一審議過程の紹介と分析」交通法科学研究会編『危険運転致死傷罪の総合的研究—重罪化立法の検証』(日本評論社, 2005年)63頁以下参照。
- (7) 佐伯仁志「交通犯罪に関する刑法改正」法学教室258号(2002年)74頁参照。
- (8) 曾根威彦「交通犯罪に関する刑法改正の問題点」ジュリスト1216号(2002年)52頁。そのほかの批判として, 長井圓「道路交通犯罪と過失犯」現代刑事法38号(2002年)34頁以下, 高山佳奈子「交通犯罪と刑法改正」刑法雑誌44巻3号(2005年)398頁以下がある。
- (9) たとえば, 交通実務研究会編著『危険運転致死傷罪の捜査要領』(立花書房, 2003年)70頁以下, 野々上尚編著『〔3訂版〕交通事故捜査Ⅱ—危険運転致死傷編一』(警察近代社, 2003年)85頁以下, 白井智之「危険運転致死傷罪の運用状況と適用上の問題点について」警察学論集56巻5号(2003年)145頁以下。
- (10) 前掲註(2)〔照沼〕・183頁参照。
- (11) 前掲註(9)〔交通実務研究会〕・73頁以下。また, 前掲註(9)〔野々上〕・86頁以下参照。

- (12) 前掲註（9）〔交通実務研究会〕・75頁で、赤色信号の殊更無視の故意が認められる運転行為例の1つとされている。
- (13) 岡田好史ほか「自動車事故による交通犯罪の量刑基準—危険運転致死傷罪における科刑基準を中心に—」2008年度財団法人社会安全研究財団報告書（全30頁）。その要旨として、同「自動車事故による交通犯罪の量刑基準—危険運転致死傷罪における科刑基準を中心に—」季刊社会安全76号（2010年）26頁以下。
- (14) 前掲註（2）〔星〕・32頁。